

支援事業・制度の概要

分野	②交通・通信
活用する場面	VIII その他
事業・制度の名称	離島航路整備事業
趣 旨	離島住民の生活に欠かせない交通手段である離島航路の運航欠損に対し補助を行うことで、離島住民の生活の安定と向上を図る。
実施主体	各離島航路事業者
支援対象事業	下記の要件を満たす国庫補助対象航路における運航欠損のうち、国が補助する額の残額について、県と市町が補助する。
採択要件、補助要件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離島振興法に基づく離島地域又はこれに準じる地域に係る航路であること。 ・ 本土と離島、又は離島間を連絡する航路であり、かつ他に交通機関がないか他の交通機関によることが著しく不便であること。 ・ 当該航路が陸上の国道又は都道府県道に相当する海上交通機能を有すること。 ・ 住民のほか、郵便・生活必需品・主要物資を輸送していること。 <p style="text-align: right;">など</p>
補助率、補助限度額等	補助対象運航欠損額の1/2以内(ただし市町補助額を上限とする)
採択枠、募集方法、採択スケジュール等	<p>(25年度当初予算の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国・県の補助対象期間: H23.10～H24.9 ・ 国への補助金申請 : 11月30日まで ・ 国・県によるヒアリング: 11月上旬～12月中旬頃 ・ 国補助金額の確定 : 3月中旬頃 <p>(運航欠損に対する国補助金額が確定後、その残額について県が市町とともに補助するため、県は翌年度予算で措置している)</p>
最近の実績	<p>24年度当初予算: 9航路</p> <p>25年度当初予算: 10航路</p>
県の担当窓口	<p>交通対策課 交通政策グループ</p> <p>TEL: 089-912-2251</p> <p>FAX: 089-912-2249</p> <p>E-mail: koutsu@pref.ehime.jp</p>
関係省庁、団体等	<p>四国運輸局 海事振興部 旅客課</p> <p>TEL: 087-825-1182</p> <p>FAX: 087-821-6319</p>
関係URL	http://www.mlit.go.jp/common/000139060.pdf